入社祝い金規程

第1条（目的）

この規程は、当社における人材採用の促進を目的として、入社祝い金の支給に関する事項を定める。

第2条（支給対象者）

以下のすべての条件を満たす者を対象とする。

(1) 会社が別途指定する求人に応募し、採用された者

(2) 正社員または契約社員として入社した者

(3) 入社後、所定の試用期間を満了し、継続して在籍している者

(4) 入社日から起算して3ヶ月を超えて在籍していること

第3条（対象求人）

入社祝い金の対象となる求人は、会社が求人票や採用ページ等において明示する。

第4条（支給額）

入社祝い金の支給額は、求人ごとに別途定め、求人票等に記載する。

第5条（支給時期）

入社祝い金の支給時期、および支給額は、以下の通りとする。

(1) 入社後3ヶ月を超えて在籍していることを確認した後、支給総額の半額を翌月給与支給日に支

払う。

(2) 入社後6ヶ月を超えて在籍していることを確認した後、支給総額の半額を翌月給与支給日に支

払う。

第6条（支給方法）

入社祝い金は、給与とは別項目として給与支払口座に振込む。

第7条（不支給・返還）

以下のいずれかに該当する場合は、入社祝い金は支給されないものとする。

(1) 入社後3ヶ月以内に退職または自己都合による退職の意思表示があった場合

(2) 試用期間中に解雇または不合格となった場合

(3) 虚偽の申告、経歴詐称などの不正が判明した場合

※一度支給した場合でも、前項に該当すると会社が判断した場合は、入社祝い金の返還を求めることがある。

第8条（その他）

この要領に定めのない事項については、就業規則その他会社が定める諸規程による。

附則

この要領は、2025年◯月◯日から施行する。